

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		60 日を超え市営住宅を使用しないときの承認		
根拠例規及び条項		多治見市営住宅管理条例(昭和 49 年条例第 13 号)第 23 条第 2 項		
所 管 部 課 名		建設部 建築住宅課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市営住宅管理条例施行規則(昭和 49 年規則第 26 号)第 16 条第 2 項		
	基 準	一時使用中止の期間は 90 日を限度とし、引き続き使用を中止する場合は中止届を再度提出することとする。(条例施行規則別記第 22 号様式)		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 4～7 日程度 (注：休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 4～7 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				